

# 銚子労基署たより

令和4年12月1日発行  
銚子労働基準監督署

## 今年も12月1日から 年末年始無災害運動 が始まっています

### (1) 管内の労働災害発生状況

銚子労働基準監督署管内（銚子市、旭市、匝瑳市、東庄町）における令和3年の労働災害発生件数（休業見込みが4日以上の場合）は190件（新型コロナウイルス感染症によるものを除く）となっていますが、過去5年間で最多となりました。また、銚子監督署では令和4年の労働災害発生件数（休業見込みが4日以上の場合）の目標値を **133件以下**（新型コロナウイルス感染症によるものを除く）としています。これに対し、10月31日時点で133件（新型コロナウイルス感染症によるものを除く）前年比22件減となっていますが、目標値と同数となるなど大変厳しい状況です。事業場の皆様におかれましては、労働災害の防止に向けた取り組みを積極的に進めていただくようお願いいたします。

業種	令和2年・3年（確定）				令和3年・4年（10月末）			
	令和2年	令和3年	対前年増減	増減率（%）	令和3年	令和4年	対前年増減	増減率（%）
食料品製造業	32	33	1	3.1	27	23	-4	-14.8
[水産食料品製造業]	17	14	-3	-17.6	12	12	0	0.0
繊維・繊維製品製造業	1		-1	-100.0			0	0.0
木材・家具製品製造業		1	1	0.0			0	0.0
紙等製造・印刷製本業		1	1	0.0	1	1	0	0.0
化学工業	4	9	5	125.0	7	7 [1]	0	0.0
金属・土石製品製造業	1	4	3	300.0	3	2	-1	-33.3
鉄鋼・非鉄金属製品製造業		3	3	0.0	1	1	0	0.0
金属製品製造業	14	8 [1]	-6	-42.9	5	7	2	40.0
一般機械器具製造業	1		-1	-100.0			0	0.0
電気機械器具製造業	2	3	1	50.0	3	1	-2	-66.7
除用機械器具製造業			0	0.0		1	1	999.9
電気・ガス・水道業			0	0.0			0	0.0
その他の製造業	6 [1]	2	-4	-66.7	2	3	1	50.0
小計	61 [1]	64 [1]	3	4.9	49 [0]	46 [0]	-3	-6.1
建設業			0	0.0			0	0.0
土木工事業	8	7	-1	-12.5	5	2	-3	-60.0
建築工事業	16 [1]	9	-7	-43.8	7	7 [1]	0	0.0
[木造建築工事業]	3	2	-1	-33.3	2	1 [1]	-1	-50.0
その他の建設業	4 [1]	9	5	125.0	6	6	0	0.0
小計	28 [2]	25	-3	-10.7	18 [0]	15 [0]	-3	-16.7
運輸業			0	0.0			0	0.0
運輸交通業	9	19	10	111.1	12	10	-2	-16.7
[道路貨物運送業]	7	17	10	142.9	10	10	0	0.0
[陸上貨物取扱業]			0	0.0		2	2	999.9
小計	9	19	10	111.1	12 [0]	12 [0]	0	0.0
農林業			0	0.0			0	0.0
畜産・水産業	6	7	1	16.7	5	5	0	0.0
府県	18	30	12	66.7	21	12 [1]	-9	-42.9
[小売業]	16	21	5	31.3	12	10 [1]	-2	-16.7
[通信業]	10	7	-3	-30.0	8	4	-4	-50.0
[保健衛生業]	54 [1]	31 [15]	-23	-42.6	28	82 [62]	54	192.9
[社会福祉施設]	50 [1]	17 [5]	-33	-66.0	15	51 [36]	36	240.0
[娯楽業]	13	2	-11	-84.6	2	4 [1]	2	100.0
[飲食店]	5		-5	-100.0			0	0.0
[飲食店]	8	2	-6	-75.0	2	2	0	0.0
[ゴルフ場]			0	0.0		1	1	999.9
[演劇・と畜業]	7	6	-1	-14.3	4	1	-3	-75.0
[上記以外の事業]	10	10	0	0.0	8	13 [1]	5	62.5
小計	112 [1]	86 [0]	-26	-23.2	69 [0]	116 [0]	47	68.1
合計	222 [4]	205 [0]	-17	-7.7	155 [0]	203 [0]	48	31.0

### (2) 今年も12月1日から年末年始無災害運動が始まっています！

年末年始無災害運動は、働く人たちが年末年始を無事故で過ごし、明るい新年を迎えることができるよう、事業場等の取り組み促進を図る趣旨で、昭和46年から毎年開催しており、今年で52回目となります。令和3年は全国で死亡者数は867人と4年ぶりに増加し、死傷者数は149,918人と平成10年以降で最多となりました。銚子労働基準監督署管内における令和3年の労働災害発生件数（新型コロナウイルス感染症によるものを除き190件）も過去5年間で最多となったところです。また銚子労働基準監督署管内における令和4年の労働災害発生件数（新型コロナウイルス感染症によるものを除き10月31日時点で133件）を見ると、昨年度からは減少しつつも、平成29年の労働災害発生件数（143件）と比較すると増加傾向であることは変わらず、高止まりするおそれもあります。つきましては、皆で力を合わせて無事に一年を締めくくり、明るい新年を迎えられるよう、安全・健康への思いを新たに、「**待ってます 元気なあなた 明るく迎える年末年始**」という運動標語のもと、本年度の年末年始無災害運動を展開します。例年同様、**令和4年12月1日から令和5年1月15日までを実施期間**とし、この間、各職場で職場巡視や運動標語の掲示、各種安全衛生活動の推進など、さまざまな取り組みを展開しましょう。



< 令和4年度年末年始無災害運動実施要領 >

### (3) 職長等に対する安全衛生教育の対象業種が拡大されます！

令和4年2月24日に労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第51号）が公布され、令和5年4月1日から職長等に対する安全衛生教育（以下「職長教育」という。）の対象業種が拡大されます。本改正により、令和5年4月1日からは職長教育の対象業種に以下の2業種が追加され、職長教育の実施が必要となりますので、ご注意ください。

追加業種
食料品製造業（うま味調味料製造業及び動植物油脂製造業を除く）
新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業

なお、「**うま味調味料製造業及び動植物油脂製造業**」については、従前から職長教育の対象業種となっており、本改正により、**全ての食料品製造業（日本標準産業分類の「中分類 09-食料品製造業」に該当する業種）が職長教育の対象**となります。



## (4) 新型コロナウイルス感染症対策

現在、第8波と言われるなど、再び新規感染者数は大幅に増加しており、銚子監督署管内においても第7波を上回るペースで感染者が発生しているなど、予断を許さない状況です。引き続き、職場における新型コロナウイルス感染症対策を実施いただくとともに、「**取組の5つのポイント**」を**定期的にチェック**するようお願いいたします。

なお、「取組の5つのポイント」は、感染症防止対策の基本的事項ですので、未実施の事項がある場合には、「**職場における感染症防止対策の実践例**」を参考に職場での対応を検討の上、実施してください。

<実践例>



<Q&A>



職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため  
～取組の5つのポイント～を確認しましょう！

- 職場における新型コロナウイルス感染症対策を実施するために、まず次に示す～取組の5つのポイント～が実施できているか確認しましょう。
- ～取組の5つのポイント～は感染症防止対策の基本的事項ですので、未実施の事項がある場合には、「**職場における感染症防止対策の実践例**」を参考に職場での対応を検討の上、実施してください。
- 厚生労働省では、職場の実態に即した、実行可能な感染症拡大防止対策を検討いただくため「**職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト**」を厚生労働省のホームページに掲載していますので、具体的な対策を検討する際にご活用ください。
- 職場における感染症防止対策についてご不明な点等がありましたら、都道府県労働局に設置された「**職場における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策相談コーナー**」にご相談ください。

～取組の5つのポイント～

実施できて いれば☑	取組の5つのポイント
<input type="checkbox"/>	テレワーク・時差出勤等を推進しています。
<input type="checkbox"/>	体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っています。
<input type="checkbox"/>	職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、密にならない工夫を行っています。
<input type="checkbox"/>	休憩所、更衣室などの「場の切り替わり」や、飲食の場など「感染リスクが高まる『5つの場面』」での対策・呼びかけを行っています。
<input type="checkbox"/>	手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染症防止のための基本的な対策を行っています。

厚生労働省 都道府県労働局・労働基準監督署 R3.5

## (5) 最も多い労働災害（転倒）はどうやったら未然に防げる？

全労働災害の中で最も多い転倒災害（**全体の約25%**）はどうやったら未然に防げるのでしょうか。実際に当署の職員Aさんが体験した転倒災害から未然に防止することができなかったのか、考察してみます。

事例：当時20歳大学生だったAさん。アルバイトとして惣菜等食料品製造業に勤務していました。Aさんの仕事は、コンベアで流れてきた（製造された）商品を番重（食品業界で使用されている浅い蓋のない箱）に並べるといふもので、一人で行う作業です。流れてくる商品は全部で2,000個程度、ひとつの番重に20個ずつ並べます。500個くらい商品を番重に並べ続けていると、準備していた番重が足りなくなりました。それでも商品は関係なく流れてきています。**流れを止めるわけにはいきません**ので、Aさんは20m先にある番重の山を**走って**取りに行きました。その時、番重の山の前の何もなくて**滑り**、尻餅をついたのです。幸いにもけがはありませんでしたので、Aさんはそのまま**誰にも伝えることなく**、作業に戻りました。

この災害は「下線 流れを止めるわけにはいかない焦って、下線 走り、下線 滑ったこと」で発生した転倒災害です。対策を講じるとすれば、下線 「流れを止めるわけにはいかない」というところから改善すればよさそうですが、今回は下線 **「誰にも伝えていない」**に着目したいと思います。誰にも伝えておらず、Aさんはけがをしなかったことから、事業場は災害が発生したことにも気づかず、せつかくAさんが体験してまで見つけた**「危険ポイント」をそのままにしている状態**です。次にその場所で転倒する労働者は骨折するかもしれません。つきましては、**事業場内の危険を見つける取り組みを積極的に行いましょう。**

危険を見つける取り組みとして1つ、ヒヤリ・ハット事例の収集を紹介します。ヒヤリ・ハットとは、実際に労働者等が「ヒヤリとしたりハッとしたり、危ないことが起こったが、幸い災害には至らなかった事象（体験）のこと」を言います。普段見つかからない危険が見つかることもあるため、具体的な対策に繋げていくことが期待できます。年末年始無災害運動をきっかけに、労働者から感じた危険を教えてもらえるような制度作りを進めてみてはいかがでしょうか。職場の安全サイトでは、様々な事業場のヒヤリ・ハット事例が紹介されています。ぜひ取り組みの参考にしてください。また、**見つけた危険に対しては、注意喚起の表示を行うなど「見える化」を併せて行っていただくとより効果的です。** <職場の安全サイト>



## (6) 有給休暇の季節です！

新型コロナウイルス感染症対策として、新しい生活様式が求められる中、新しい働き方・休み方を実践するためには、計画的な業務運営に資する年次有給休暇の計画的付与制度や、労働者の様々な事情に  
 対応した柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇制度  
 の導入が効果的です。また、休暇の分散化が求められているこの  
 冬においては、計画的付与制度は休暇の分散化にもつながり  
 ます。  
 この機会に、年次有給休暇を取得しやすい環境整備や来年度（年  
 度）の年次有給休暇の計画的付与等について、労使で話し合  
 いを  
 試みてはいかがでしょうか。厚生労働省の**年次有給休暇取得促進特設サイト**も参考にしてみてください。

<年次有給休暇取得促進特設サイト>

